

## 2. 主要施設

名称		位置	区域	備考
路線名	施設名			
福岡都市 高速鉄道 1号線	姪浜駅	福岡市西 区姪の浜四丁目	約 7,100 m <sup>2</sup>	
	室見駅	福岡市早良区室見一丁目	約 4,100 m <sup>2</sup>	
	藤崎駅	福岡市早良区百道二丁目	約 4,600 m <sup>2</sup>	
	西新駅	福岡市早良区西新三丁目	約 6,900 m <sup>2</sup>	
	唐人町駅	福岡市中央区唐人町一丁目	約 4,600 m <sup>2</sup>	
	大濠公園駅	福岡市中央区大手門一丁目	約 5,900 m <sup>2</sup>	
	赤坂駅	福岡市中央区赤坂一丁目	約 6,000 m <sup>2</sup>	
	天神駅	福岡市中央区天神二丁目	約 10,100 m <sup>2</sup>	
	中洲川端駅	福岡市博多区上川端町	約 10,700 m <sup>2</sup>	
	祇園駅	福岡市博多区御供所町	約 5,100 m <sup>2</sup>	
	博多駅	福岡市博多区博多駅中央街	約 21,900 m <sup>2</sup>	
	東比恵駅	福岡市博多区東比恵二丁目	約 3,400 m <sup>2</sup>	
	福岡空港駅	福岡市博多区大字下臼井	約 3,300 m <sup>2</sup>	
	姪浜検車場	福岡市西 区下山門四丁目	約 94,000 m <sup>2</sup>	

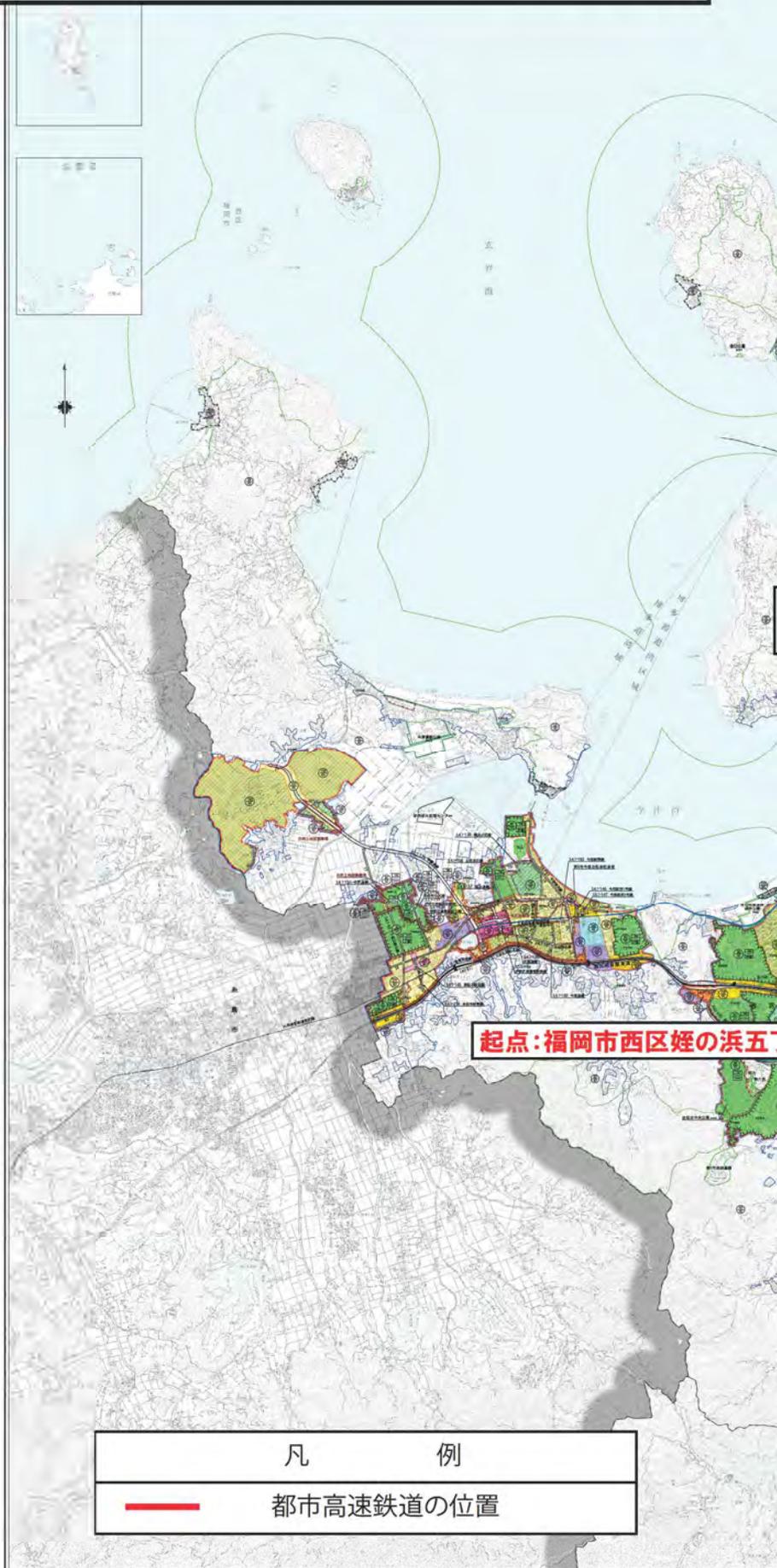
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

天神駅周辺における再開発計画に鑑み、福岡都市高速鉄道1号線を、本案のとおり変更するものである。

# 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）

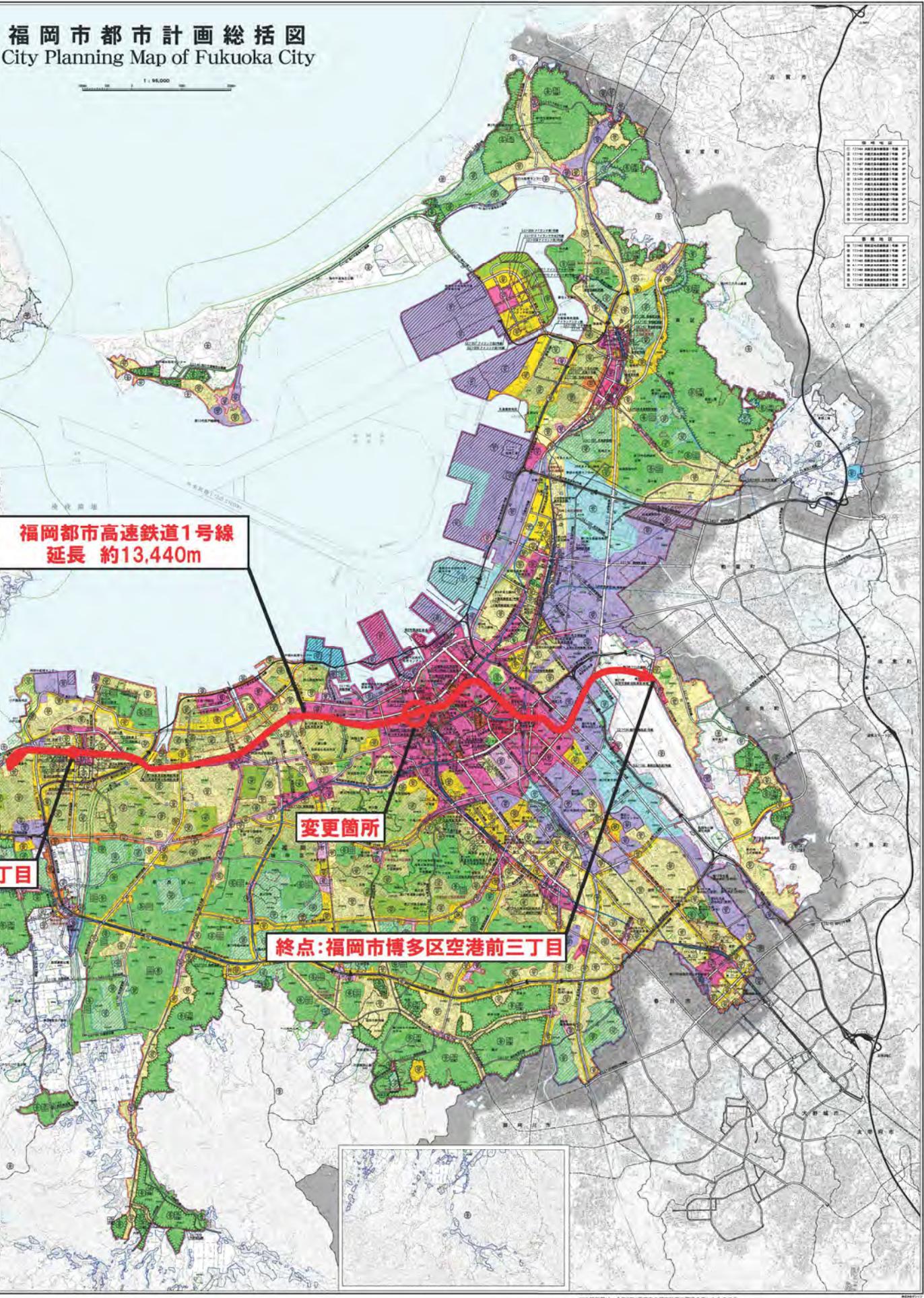
凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) 注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた種別規定があります。
	指定区域区分界



凡 例  
都市高速鉄道の位置

# 福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



**福岡都市高速鉄道1号線  
延長 約13,440m**

**変更箇所**

**終点:福岡市博多区空港前三丁目**

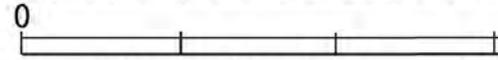
**丁目**

※本図は、令和4年4月現在の都市計画の縮小図を示したものです。  
縮小図等については、関連法規等に基づき必ず確認してください。

令和六年四月

福岡市都市計画課

# 福岡広域都市計画都市高速鉄道（福岡都市圏）



天神駅

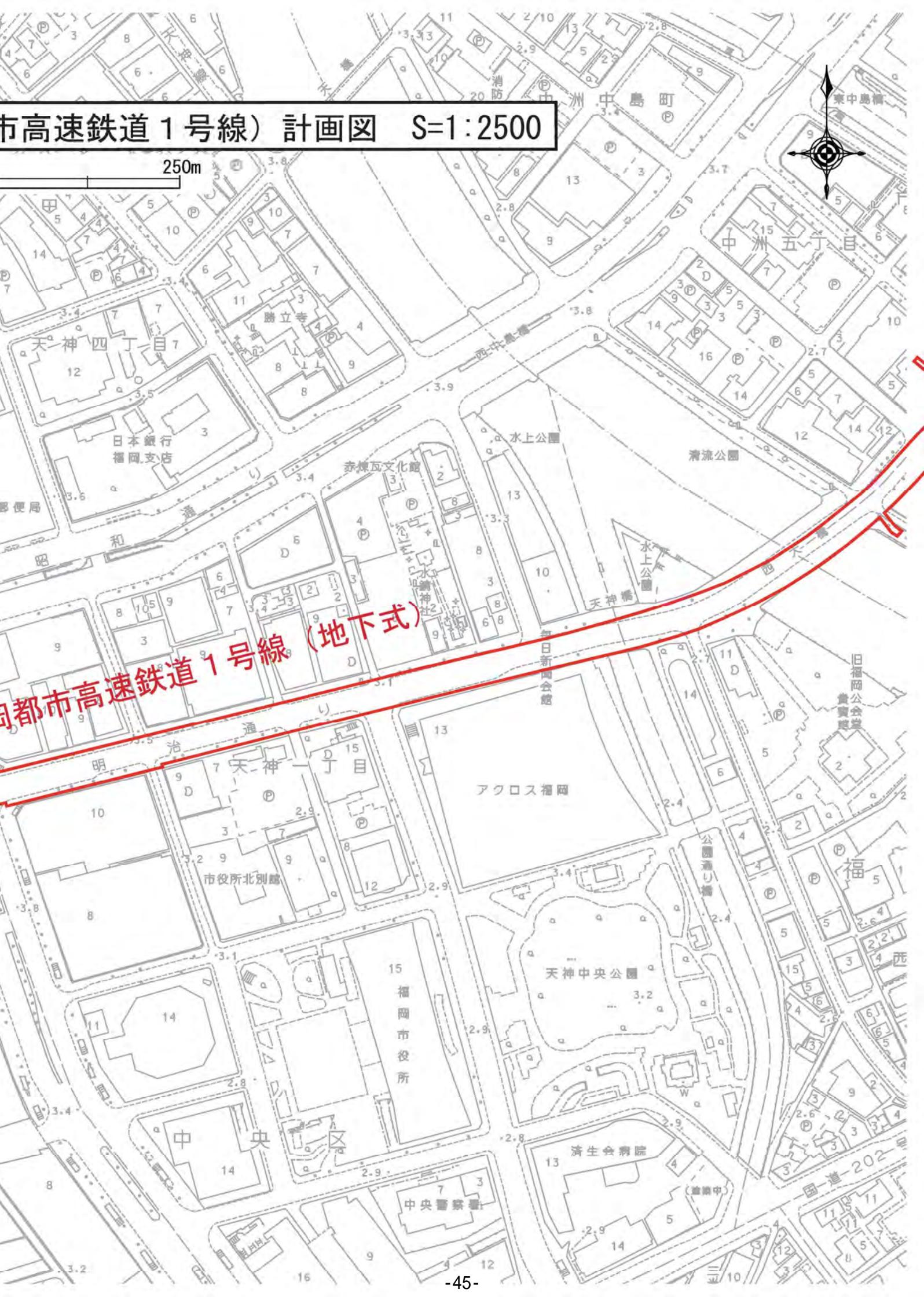
福岡

市高速鉄道 1 号線) 計画図 S=1:2500

250m



市高速鉄道 1 号線 (地下式)





## (6) 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）

福岡広域都市計画都市高速鉄道中、4号西日本鉄道天神大牟田線を次のように変更する。

### 1. 線路部分

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
4	西日本鉄道 天神大牟田線	福岡市中央区 天神二丁目	福岡市南区 井尻五丁目	福岡市南区 高宮五丁目	約6,310m			線路線数 2  連続立体 交差事業
	内 訳	福岡市中央区 天神二丁目	福岡市南区 大橋二丁目	福岡市中央区 平尾二丁目	約5,340m	嵩上式		
		福岡市南区 大橋二丁目	福岡市南区 井尻五丁目	福岡市南区 折立町	約 970m	地表式		
		なお、福岡市中央区天神二丁目地内に西鉄福岡(天神)駅を、福岡市中央区渡辺通二丁目地内に薬院駅を、福岡市中央区平尾二丁目地内に平尾駅を、福岡市南区大橋三丁目地内に高宮駅を、福岡市南区大橋一丁目地内に大橋駅を設ける。						

### 2. 主要施設

名称		位置	区域	備考
路線名	施設名			
4号西日本鉄道 天神大牟田線	福岡(天神)駅	福岡市中央区天神二丁目	約 11,900 m <sup>2</sup>	
	薬院駅	福岡市中央区渡辺通二丁目	約 3,400 m <sup>2</sup>	
	平尾駅	福岡市中央区平尾二丁目	約 900 m <sup>2</sup>	
	高宮駅	福岡市 南区大橋三丁目	約 4,400 m <sup>2</sup>	
	大橋駅	福岡市 南区大橋一丁目	約 7,200 m <sup>2</sup>	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

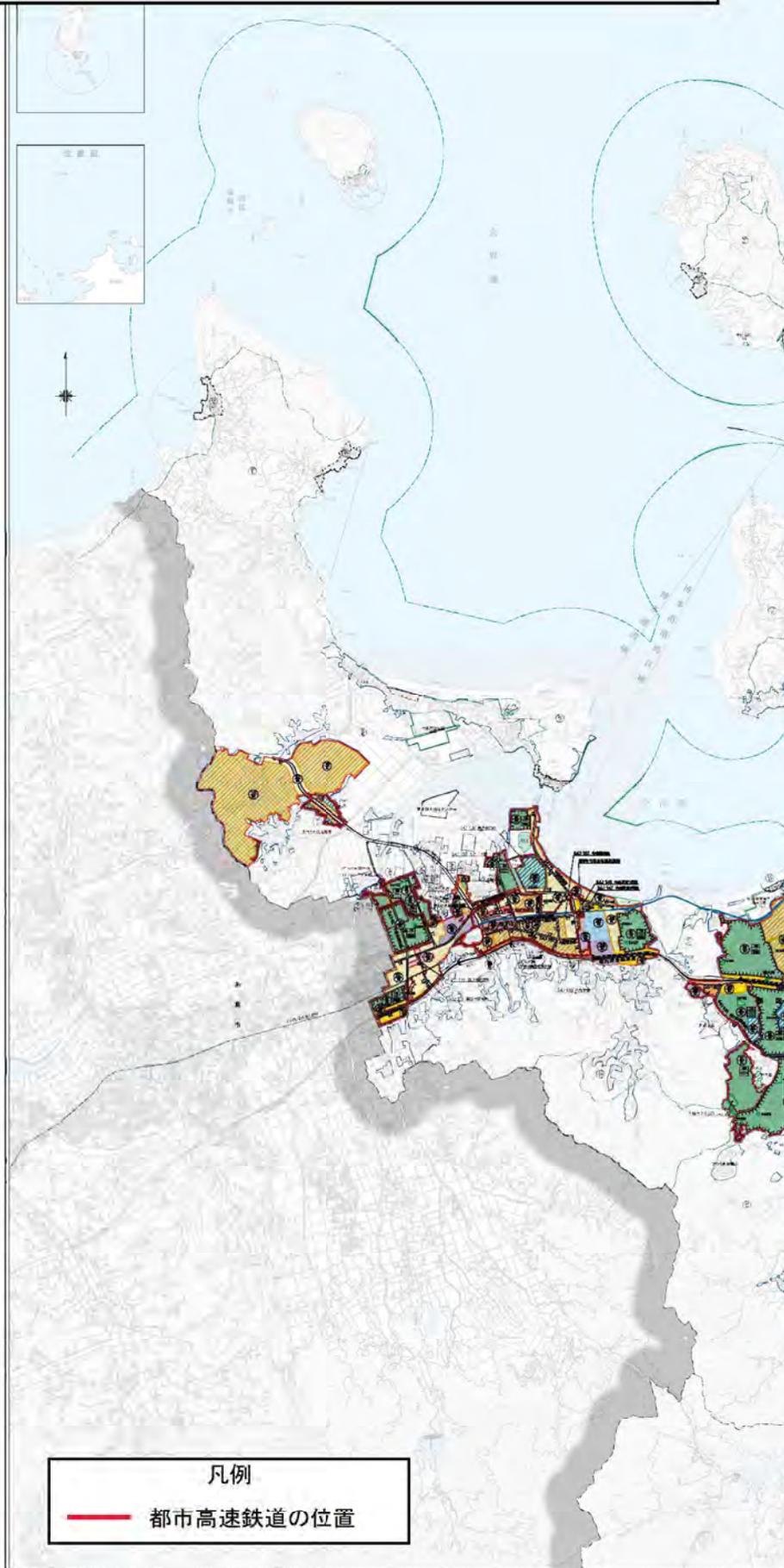
### 理由

当該路線の西鉄福岡(天神)駅の一部が含まれる天神二丁目南ブロック駅前東西街区において、地権者により、地区計画や市街地再開発事業等によるまちづくりが検討されており、駅機能の一部を地区計画により確保するとともに、福岡市地下鉄や西鉄福岡(天神)駅等の各公共交通施設との連携強化を図ることが提案されている。

これにより、駅利用者及び来街者にとってより利用しやすい形状となることから、当該地区の地区計画の都市計画変更に合わせて、当該路線を本案のとおり変更するもの。

# 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）

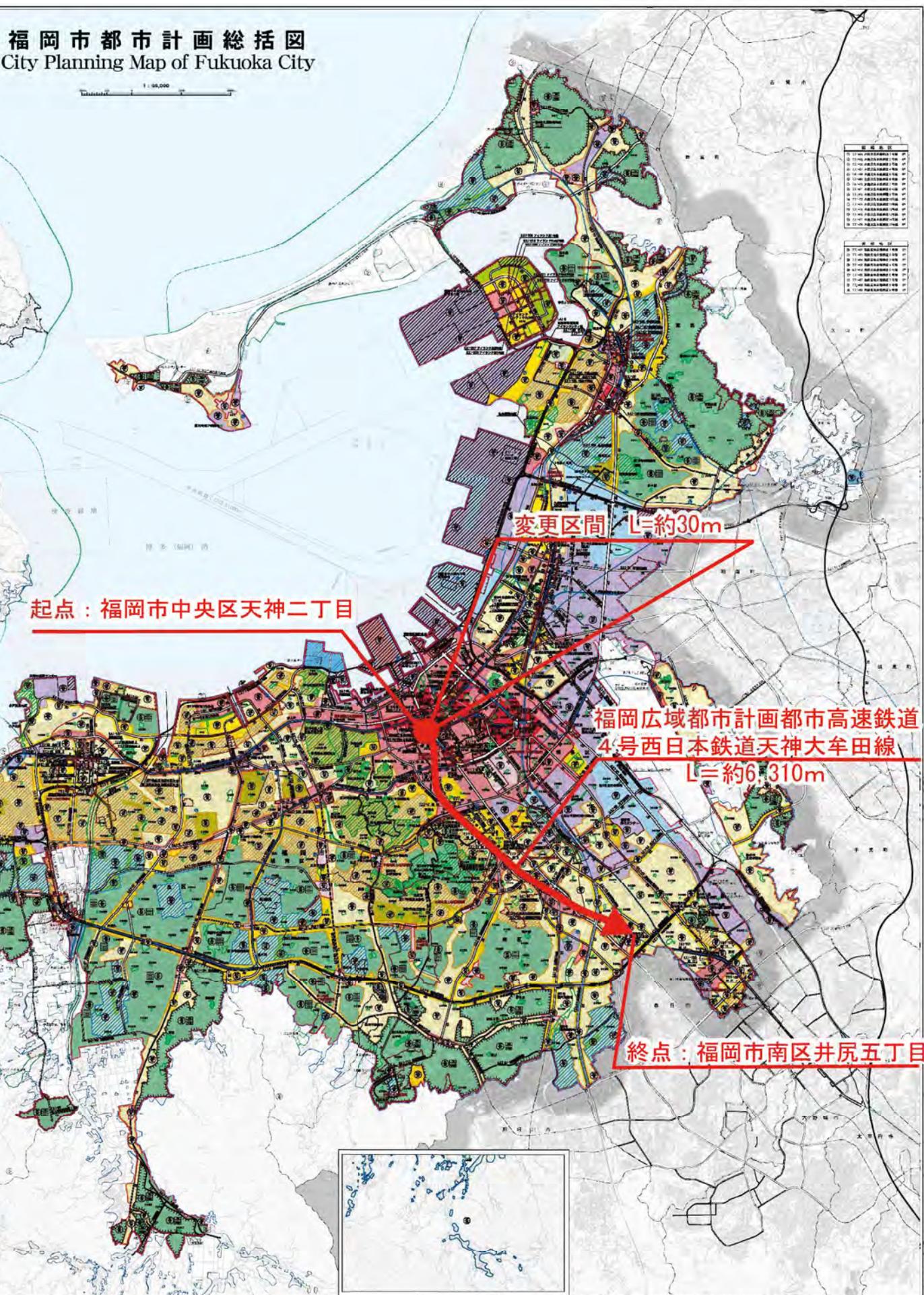
凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄
	自然公園区域
	市 郡 界
	区 町 村 界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた種別規定があります。
	指定区域区分界



凡例  
 都市高速鉄道の位置

# 福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 65,000



起点：福岡市中央区天神二丁目

変更区間 L=約30m

福岡広域都市計画都市高速鉄道  
4号西日本鉄道天神大牟田線  
L=約6,310m

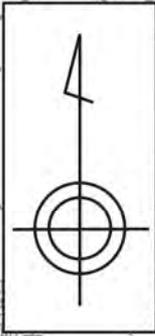
終点：福岡市南区井尻五丁目

※本図は、令和4年現在の都市計画の概略を示したものです。  
道路や施設等の際には、別途の案内資料が最新情報について必ず確認してください。



# 日本鉄道天神大牟田線) 計画図 S=1:2500

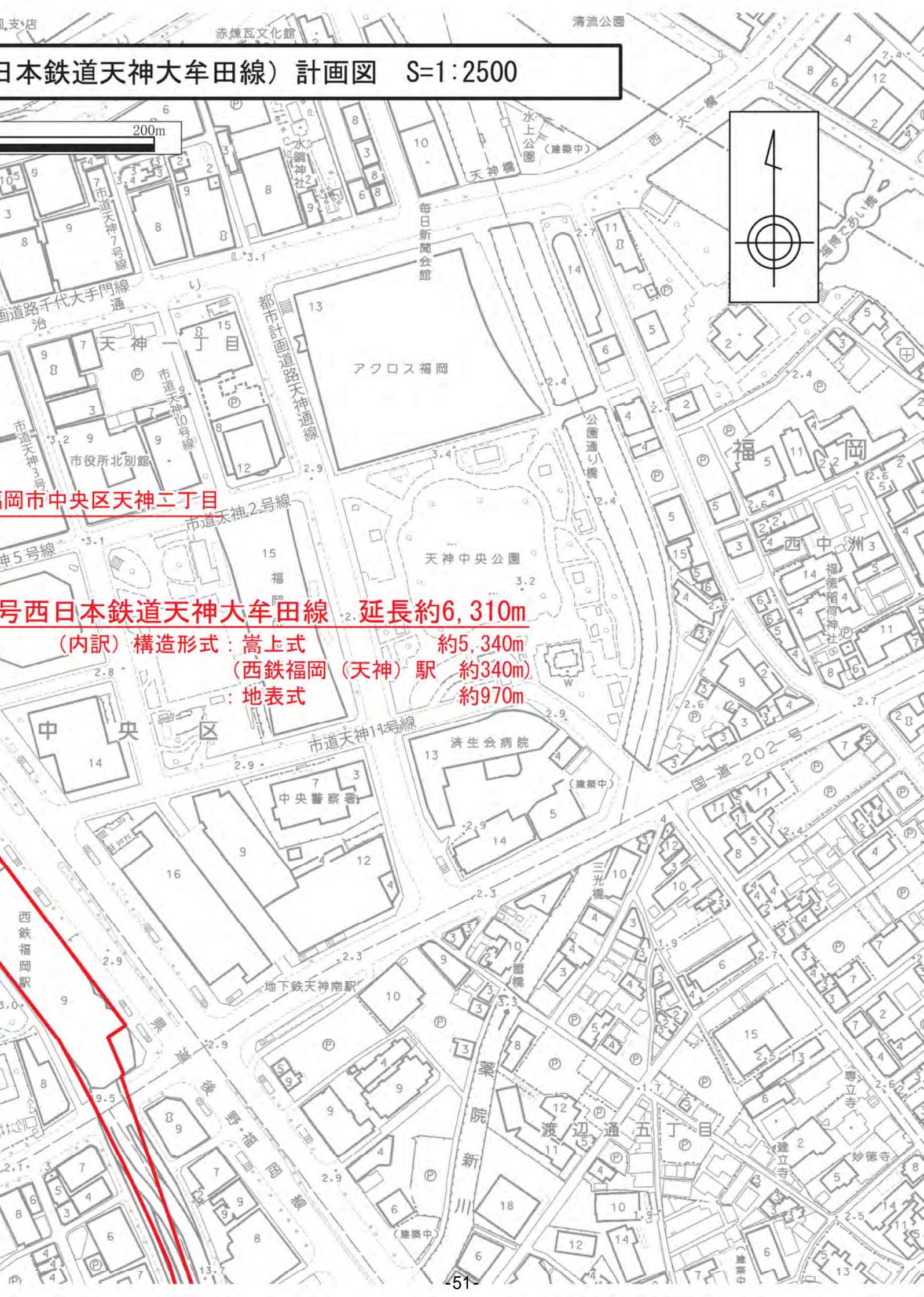
200m



福岡市中央区天神二丁目

西日本鉄道天神大牟田線 延長約6,310m

(内訳) 構造形式 : 嵩上式 約5,340m  
 (西鉄福岡(天神)駅 約340m)  
 : 地表式 約970m





## 2 参 考 資 料

(頁)

### ■天神明治通り地区関連

．．．．54

- ・福岡広域都市計画地区計画の変更(市決定)
- ・福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定(市決定)
- ・福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定(市決定)
- ・福岡広域都市計画道路の変更(市決定)
- ・福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更(市決定)
- ・福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更(市決定)

# 天神明治通り地区関係

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポ ン プ
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄 道
	自然公園区
	市 郡 界
	区 町 村 界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 建築用途は、市街化調整区域の容積率、建ぺい率について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界

